

まちの行政改革の 取り組み状況



町では、旧合併特例法の下での市町村合併を選択せず、「当面の自立」の方針で町政運営を進め、これを実現していくために、協働によるまちづくりの推進や時代に即応した行政体制の確立、自立可能な財政構造の構築を柱とする新しい「町行政改革大綱」と「町集中改革プラン」(取り組み項目=47項目、計画期間=平成18年度から22年度までの5年間)を策定し、行財政改革に積極的に取り組んでいます。今回は20年度の取り組み実績と21年度の取り組み状況について、その概要をお知らせします。

2 時代に即応した行政体制の確立

推進項目	推進内容	20年度の取り組み実績	21年度の取り組み状況と計画
1 新たな行政システムの構築 【2項目】	事務事業評価制度の定着や集中改革プランの公表を通じて、地方分権時代にふさわしい新たな行政システムを構築する。	町行財政改革推進委員会で集中改革プランの進捗よく状況の把握や取り組み内容の検討を行い、町ホームページや町広報誌で進捗よく状況を町民に公表した。	集中改革プランの取り組み状況等に対する外部評価として町行財政改革推進協議会を設置し行財政改革を推進していく。また事務事業評価制度について、新たに実施要綱を作成し、評価審査を行いながら予算編成に反映させていく。
2 組織機構の見直し 【4項目】	17年度に行った課、室の再編を検証し、簡素で効率的な組織のあり方を検討する。また特別職(三役)の給与と非常勤特別職の定数、報酬の見直し、削減を検討する。	引き続き、特別職(三役)給与の削減と保健推進員の報酬を削減した。(町長 21.0%、副町長 12.5%、教育長 11.0%)また柳之御所資料館長の退任に伴い、報酬の減額を図った。(11月1日から職員が兼務)	行財政改革推進委員会において、引き続き組織機構の検証を行いながら、組織のあり方を検討していく。また特別職の給与等の削減を引き続き行っていく。
3 定員管理、給与の適正化 【5項目】	17年度までに大幅な職員数の削減を行っているが、業務の見直しなどにより、引き続き職員数の削減に努めるとともに、人事院勧告に沿った給与構造の適正化を図る。	事務事業の見直しなどにより、適正な職員配置に向けて行財政委員会で協議検討し、定員適正化計画の策定を行った。(平成22年=115人)また管理職手当の削減実施(40%削減)と時間外手当の縮減に取り組んだ。	引き続き、定員適正化計画に基づき、計画的な職員数の削減を図り総人件費の削減に努めていく。また福利厚生事業については、事業全般についての見直しを行いながら、会員掛け金のみで運営を行っていく。
4 職員の能力開発等の推進 【2項目】	新たな課題に対応する人材の育成を図るため、職員一人ひとりの能力の向上を目的に研修の充実や能力実績主義による人事評価制度を構築する。	町職員人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発等を推進するため、階層別研修と専門研修への積極的な参加を行った。また人事評価制度の導入検討に向けて、他市町村の導入状況などについて調査を行った。	職員の能力開発を推進するため、引き続き広域圏等主催による階層別研修と専門研修への機会をとらえ活用していく。また町主催における職員の政策能力等の向上に向けた研修会の開催も検討していく。
5 事務事業の見直し 【1項目】	限られた財源を有効に活用するため、既存の事務事業の費用対効果を見直し、整理合理化や統廃合を進める。	一日人間ドック助成対象者見直しによる助成額の減額など、引き続き、各課等において事務事業の整理合理化による経費削減を図った。	NPO法人など民間活動を積極的に促し、行政部門における事務事業の合理化について検討を行っていく。
6 民間委託、民営化の推進 【2項目】	事務事業の民間委託を進めるとともに、公共施設の管理について指定管理者制度の導入を進める。	指定管理者制度の導入に向けて、担当課を中心に公共施設の現状や問題点などについて検討を行った。(すぎのこクラブ、健康福祉交流館)	経費削減に向けて、民間委託できる業務などについて各課等を中心に検討を進めていく。また公共施設への指定管理者制度の導入に向けて、問題点などについて具体的に検討を行っていく。
7 行政サービスの向上 【1項目】	経費削減によるサービス低下を防ぐ意味からも、窓口や公共施設での住民の利便性、サービスの向上を図る。	10月から権限移譲によりパスポート申請窓口を開始し、ワンストップサービスの推進など、住民サービスの向上を図った。	公共施設における住民サービスの向上を進めるため、引き続き窓口業務などの時間延長を行うとともに、利用状況などを踏まえ検証を行っていく。
8 電子自治体の推進 【3項目】	情報通信基盤の整備、庁内ネットワークの活用を図るとともに、各種業務の電子化を進める。	住基カード交付手数料の無料化(20~22年度の3年間)を実施し、住基カードの利用促進に努めた。	税関係の電子申請・届け出の一部について、県エルタックス県域共同利用システムにより22年1月からサービスを開始する。

※推進項目の【 】は集中改革プランの取り組み項目数です。

■ 推進計画全体の取り組み状況

(平成21年8月末現在)

行政改革推進計画 (集中改革プラン取り組み項目)	項目数	内訳(行政改革の具体的方策別)		
		協働による まちづくりの推進	時代に即応した 行政体制の確立	自立可能な 財政構造の構築
これまでに取り組んでいる項目(8月末現在)	41	8	17	16
今後21年度中に取り組む予定の項目	2	1	1	0
22年度以降に取り組む予定の項目	4	0	2	2
推進項目の合計	47	9	20	18

■ 具体的方策の取り組み状況

1 協働によるまちづくりの推進

推進項目	推進内容	20年度の取り組み実績	21年度の取り組み状況と計画
1 情報提供の推進 【4項目】	行政運営の公平性・透明性を高めるとともに、対話による行政を進めるため、情報提供の推進を図る。	町ホームページを4月1日にリニューアルし、コンテンツの充実を図った。また町広報誌においては、企画の充実や町民向けの情報提供に努めた。	地域懇談会について、住民との対話行政を通じたまちづくりに向け、19年度からの開催方法などを検証し、具体的な開催方法を検討する。
2 町民の参画機会の拡充 【3項目】	審議会等の委員の公募拡大やパブリックコメント制度の導入により、町民の町政への参画の機会を拡充する。	町ホームページにおいて、19年度に制定したパブリックコメント制度を活用し、計画等の策定過程における意見を募集した。(20年度末の公募案件2件)	男女共同参画プラン等を積極的に推進し、各種委員会等における女性委員の登用を進めるよう検討を行っていく。(20年度末22%、21年度末25.0%)
3 町民と行政との協働の推進 【2項目】	新たな住民主体の組織づくりや行政区における地域課題対応システムの拡充により、町民と行政との協働によるまちづくりを推進する。	引き続き、行政区内の地域課題について、地域住民による整備計画に基づき、地域の自主的な協力を促しながら事業を推進した。(実施事業数43事業)	行政区内の地域課題について、事業内容や優先順位の見直しを行い、事業の推進を図っていく。また県と連携を図りながら、住民主体の組織づくりを進めていく。